

～家族で「選挙」のこゝについて話してみよう～

「選挙」
豆知識
No.40



笛吹市のみんな、こんにちは!!
今回は「期日前投票制度」について説明するよ。

「期日前投票制度」

期日前投票は、選挙期日(投票日)に投票に行けない方のための制度で、仕事や旅行などで住んでいる地域以外の場所に出かける方だけでなく、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としても、利用することができます。

なお、10月25日に予定されている笛吹市長選挙・笛吹市議会議員一般選挙の期日前投票は、次の日程で行われます。

期日前投票ができる場所・期間等

場所	期間	時間
笛吹市役所市民窓口館	10月19日(月)～ 10月24日(土)	午前8時30分～午後8時
各支所 (御坂・一宮・八代・境川・ 春日居・芦川)		午前8時30分～午後6時

選挙の入場券がお手元に届く前でも、期間内であれば期日前投票ができます。その際は、本人確認をさせていただく場合がありますので、身分証(マイナンバーカードや免許証など)をご持参ください。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のためにも、期日前投票を積極的に利用してね。
期間の前半や各支所の期日前投票所は、比較的混雑が少ないよ。
期日前投票に来るときは、事前に宣誓書(入場券の裏面)を記入してきてね。



笛吹市選挙管理委員会 笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎055(262)4111